

令和7年度第2回文化財保護委員会会議録

日 時：令和8年2月27日（金）

午後3時から

場 所：金津本陣 IKOSSA 3階 研修室1

（日程）

1. 郷土歴史資料館長あいさつ
2. 報告
 - （1）令和7年度文化財保護事業経過について
3. 議題
 - （1）令和8年度文化財保護事業計画について
 - （2）市指定史跡「神宮寺城跡」の参道整備について

（出席委員）

吉田 純一 水野 和雄 長野 栄俊 藪内 昭男 能美 進

（事務局）

郷土歴史資料館 館長 九千房 英之 郷土歴史資料館 館長補佐 橋本 幸久
郷土歴史資料館 学芸員 橋本 可奈

（会議録）

〔郷土歴史資料館長あいさつ〕

〔報告1〕 令和7年度文化財保護事業経過について

（事務局より説明）

委 員：吉崎は西別院、東別院それぞれ指定文化財になっているものはあるのか。

委員長：なっているものはない。

委 員：福井市にある専照寺は江戸後期だが、県指定となっているにもかかわらず、吉崎が指定となっていないのはなぜか。

委員長：昨年、鯖江の誠照寺が指定となったが、指定が決まる前に県下全域の重要な真宗の

本堂を全部見て回った。私としては吉崎を推薦したかったが、東本願寺が外側を改修してしまったため、文化財としてどうなのかという意見が出て、県指定にはできなかった。改修してしまったとしても、東別院と西別院で真宗本堂が発展していく流れを二つ同時に見られるという点で非常に良いものであり、境内や景観も整っている。それならば、市の文化財に指定しておくべきだろうと思っている。

委員：福井県は、本堂、阿弥陀堂、厨子など建物一つ一つを建造物として指定している。その方法で行くと、東別院と西別院でそれぞれ建物を指定することになるのか。

委員長：今の仕組みでは、境内としての指定はできないため、境内の中にある建物を指定していくという形になる。建造物の指定は建物が対象となる。私はあわら市だけでも境内全体を指定する方法を取ったら良いのではないかと思う。従来の方で行くならば、境内の中の建物すべてを一つずつ指定していくことになる。

委員：東別院の宝物館は以前、中で展示を行っていたが、先日行った際は入れず、建物として使われていないようだった。

事務局：耐震基準を満たしていないため、閉じているとお話を聞いた。東別院としては、その建物を活用したいと考えており、指定にできないかと相談を受けた。委員長が言ったように、良い建物がたくさんあるので、東別院、西別院それぞれ一括で指定することはできると思うが、両方を一括で指定することは東西それぞれの考え方が違うため、難しい。東別院であれば、本堂、鐘楼、太鼓楼、門をまとめて指定にすることを提案できると思う。

委員長：西別院は賛同しないか。

事務局：分からない。以前は留守居の人が毎日来ていたが、最近は毎日とは来ていない。西と東で温度差がある。以前、西別院の念力門が傷んでいるため、修理をしないかと声をかけたが、お金がないからということで話が進んでいない。西別院の方は指定にするまで時間がかかりそうだが、東別院は乗り気になっているので、先に指定にすることで、それが刺激となって、西別院も動いてくれるのではないかと思っている。

委員：これは東別院の方から指定にして欲しいと話があったのか。

事務局：そうだ。

委員：市の指定文化財にして欲しいと要望が上がってきて、この委員会で市指定に値するという事になれば、指定すれば良いと思うが、委員長によると他の建物も価値があるということだが、所有者は他の建物は指定にして欲しいと言っていない。だが、所有者が他の建物も指定にして欲しいと言って来るまで待つのではなく、指定に相当するものであれば、他の建物も指定にした方が良い。

事務局：まだ、指定にするかどうかの段階ではなく、太鼓楼の建築に関する詳しい調査ができていないので、これから調査をすることになっている。それから所有者に他の建物の指定についても聞いてみる。

委員：文化財の指定をする上での初歩的な質問だが、所有者が複数いる場合、今回であれば東別院と西別院の持つ建物をまとめて一つの指定にするということではできるのか。

事務局：できる。吉崎御坊跡も所有者が複数いる形での指定となっている。史跡の場合は所有者が複数いても問題ないが、建築の場合は、現在のところ建物一軒ごとに指定することが基本のため、建築では所有者単独の場合がほとんどとなる。

委員長：令和8年度中に太鼓楼のある建物全体の詳しい調査と境内の建物全体の調査をして、どのような形で指定にするか検討していきたい。

委員長：他に何か意見はあるか。

委員：神宮寺城跡の竹林の整備は5年かけてやることになっているが、竹は切っても、切っても生えてくるので、永久に続けることにならないか。

事務局：今は保存会だけでは維持管理できないほど大量に生えていて、刈っても追いつかない状況になっている。この5年間で業者に委託して一気に除伐し、その後また生えてきた竹は自分たちで維持していくことが補助事業の趣旨となっている。

委員：今後、この山城をどのように維持管理していくのか、竹だけでなく木も切る必要があり、切った木はどのように山の下に下すのかなど、市指定にしたは良いが難しい課題が山積している。このままいくと、将来的にこの場所にもものすごいお金を使うことになる気がする。

事務局：整備の話はこの後の議題にも上がっているため、その時にお話する。

委員長：吉崎御坊跡転落防止柵応急対策は、職員がやったもので大丈夫なのか。

事務局：擬木で作られた柵の鉄が腐っている場所に単管パイプを打ち込んで応急処置を行った。将来的には柵全体を整備し直す必要があると考えている。吉崎御坊跡は遊歩道も含めて整備して欲しいと地元から要望が上がってくるが、そこまでの予算措置ができないため、今回は応急対策となった。これから、多屋跡の発掘調査を行った後、整備をする際に、まとめて整備していきたいと考えている。

委員：今年度刊行図書が2冊予定されているが、これはいつ頃できるのか。

事務局：3月19日に発行予定で、おおよそ原稿はできあがっており、現在校正作業を行っている。完成したら、皆様にお渡しする。

委員長：井江葎八幡神社社叢木の樹木はすべてシイか。

事務局：スギなども混ざっている。

委員長：枝折れ処理は2回行ったのか。

事務局：9月は枯れた杉の撤去を行い、これはそこまで費用がかからなかったもので、地元が負担した。1月は雪で枝が折れ電線に引っかかっていたので、緊急で補助事業を行った。

〔議題1〕令和8年度文化財保護事業計画について

(事務局より説明)

委員長：ご意見、ご質問はあるか。

委員：千束一里塚榎について、樹木が腐っている場合は腐食ではなく、腐朽という用語を使う。榎を今週見てきたところ、枝は折れていなかったもので、コブラロープで縛った効果は

あったと思う。

委員：ツタが生えていたのはどうなったか。

委員：ツタは取ったが、出てきたらすぐに切るようにしないと、また元のように戻ってしまう。今後強化剤を含浸する際は、ツタを切るようにしていくと、後々の管理が楽になる。

委員：文化財関係団体交流会というのは、地域計画に沿ったものとのことだが、この他の地域計画に記載した令和8年度に実施する事業はすべてこの計画に入っているか。

事務局：入っている。

委員長：計画は完成したが、これからが大変になる。

委員：大変だと思う。自分はこのような計画は必要ないと思っている。どこの市でも計画通りには進められていない。また、計画に記載していない事業はなかなかできない。どこの事務局もとても苦勞している。

委員長：昨日勝山に行ってきたが、勝山市も未着手となっている事業がたくさんあった。

事務局：できるところからきちんと進めていく。

委員長：吉崎の多屋発掘調査は令和9年度からになるのか。

事務局：令和8年度は専門の先生方を集めて、発掘調査検討委員会を行う。この委員会からは水野先生に委員として入っていただく。そこで、どの場所をどのように発掘調査を進めていくか、話し合っ決めていく。そして、国庫補助を申請し、実際の発掘調査は令和9年度から実施する予定である。

委員：発掘調査の目的は国史跡への追加指定か。

事務局：そうだ。

委員長：指定文化財補助事業の伊井白山神社覆屋補修は市の補助金が出るのか。

事務局：県は、覆屋は補助対象外だが、市は上限 50 万円までで補助金を出すことができる。

委員長：この他突発的な事業が発生することもあるが、令和8年度はこのように進めるということではよろしいか。

委員一同：はい。

〔議題2〕市指定史跡「神宮寺城跡」の参道整備について

(事務局より説明)

委員長：確かに以前は寺があったのかもしれないが、城跡であるのに参道というのは違和感がある。

委員：ときどき山城の上に寺や神社があって、それに続く道を参道というのは見たことがあるが、神宮寺城跡で参道というのは少し違う気がする。

事務局：登城口が正しいか。

委員長：地元の人が参道と呼んでいるのか。

事務局：地元の人がそう言っている。

事務局：元々は登りきったところに寺の本堂があり、参道と呼んでいた名残りが現在まであ

と思う。

委員：普通は大手道ではないか。

委員長：このような疑問が出たと地元の人にも確認するように。

委員：この図の安全柵の位置は畝状堅堀の上にあるが、堅堀を切るように設置するのか。

事務局：図では畝状堅堀の上にかかっているが、実際は曲輪の際の辺りに設置するので、畝状堅堀を切ることはない。

委員：畝状堅堀などの遺構を見にお客さんが来るのに、いくら安全対策でも遺構が見えなくては意味がないので、できるかぎり遺構のないところに設置するように。

委員：安全というより切った竹を置くところがないから、柵にするように感じた。

事務局：ここで切った竹は門松づくりなどで使用していて、竹の処分に困って柵にする訳ではない。観光客が増えてきて、斜面が急なところもあるので、保存会は以前より安全面に気を配っている。そこで、なるべくお金をかけず、遺跡にも影響を与えず、景観に配慮した方法として竹を用いた柵を提案している。

委員：法面崩壊防止対策として、除伐した竹を横にして土砂の流出を防止とあるが、竹を切っただけで、土砂が流出するとは思えない。

委員：治山の観点から考えると、竹が密集したところであっても、表土は流れる。急な斜面のところは土留めをする必要がある。地下の遺構に影響を与えないように、杭を打つことができないため、斜面に対して水平に竹を置いて土留めとする方法は、京都のお寺でも行っている。

安全柵は、竹を積み上げてバリケードのようにするのはどうかと思うが、2、3本横にして渡すのなら、良いと思う。観光客に来てもらう上で、きれいに見せる整備が大事だと思う。

委員長：法面崩壊防止対策に利用する除伐後の竹株はどのくらい持つか。

委員：2～3年。竹は枯れても、地面についていない状態ならかなり持つが、地面についた状態だと腐朽するのが早く、横にした竹も同じく2、3年でだめになる。

委員：将来どのようにこの遺跡を整備していくのか考えなくてはならないと思う。2、3年で朽ちていくのならば、朽ちたものをまたすぐになんとかしなくてははいけない。

事務局：有効期間が2、3年ということなので、その間に今後どうしていくか考える。

委員：以前、竹を粉碎する機械を上まで運ぶために参道を整備したいという話を聞いたが、階段状に整備したら、人は登りやすくなるが、機械が上げられなくなるのではないか。土を盛ってスロープ状にした方が良いのではないか。

事務局：盛土をしたり、板を敷いたりする方法も検討したが、参道は傾斜しているため、そういった方法だと、土が流れてしまう。土が流れるのを防ぎつつ、遺構に与える影響が少ない方法として階段状にする方法が上がってきた。

事務局：今年度から、市が補助を出し、保存会が竹伐採を業者に委託して行っている。竹の搬出も業者が行ってくれるため、粉碎機を上まで運ばなくても良くなってきている。そのため、観光客が登りやすいように整備する方向に変えた。

委員：5年間でどのくらいの竹を切るのか。

事務局：指定範囲は一通り伐採を行う予定。竹を切り、遺構を見えやすくすることが目的。

委員：門松づくりを続けるならば、完全に竹を無くすわけではないのか。

事務局：出てきた竹を利用しながら、管理を続けていく。以前のように竹を伸ばしたままにはしない。

委員長：整備イメージ写真はまっすぐな道となっているが、実際はある程度現在の参道のところを整備するのか。

事務局：これあくまでイメージなので、現在の道の形に沿って整備を行い、まっすぐに作り変えたりはしない。

委員長：他に意見はあるか。

委員：北金津東中道遺跡の炭を焼いた遺構は、炭窯か。

事務局：炭窯ではなく木炭焼成坑で、窯とは異なり木を高温で焼かないので、やわらかい炭ができる。土坑壁面が焼けており、底面には木炭片が堆積していたことから、木炭焼成坑と判断した。

委員：落とし穴はなぜ落とし穴と判断したのか。

事務局：落とし穴と判断した遺構は、直径1.5m、深さ1.5mの穴の真ん中に小さな穴があり、このくらいの大きさの遺構は落とし穴の他に井戸が考えられるが、井戸にしては浅く、水も湧いてこなかった。落とし穴は、穴に落ちた動物が動けないように槍を設置したと考えられており、この遺構にも槍を設置したと考えられる小さな穴があったため、落とし穴と判断した。

委員長：このような落とし穴の事例は他にもあるのか。

事務局：この遺跡に隣接する茱山崎遺跡は過去に福井県が調査しているが、縄文時代の落とし穴が何基も見つかっている。今回調査した落とし穴は遺物が出土しなかったため、時期は不明となっている。

委員：建物跡とあるが、調査区のどのあたりにあったのか。

事務局：調査区南側。

委員長：金津小学校の上の場所か。

委員：金津小学校の上で、以前古墳があったところの奥北側。

事務局：令和9年度に発掘調査報告書作成予定。

委員長：すべての次第が終わったので事務局へお返しする。

事務局：それでは、令和7年度第2回文化財保護委員会を終了する。